

1. 答申案全般について

本とりまとめ案で示された、メディアサービスの基本的なあり方や経営の柔軟性の導入などの基本的な枠組みについては、わが国のメディア文化と発展に寄与し、多チャンネル放送および我が国のコンテンツ産業の振興に資するものであると考え、基本的に賛成する。

放送サービスの自主自律の原則が新たな法体系でも維持されることを強く希望する。

2. 受託放送事業者について

伝送サービス規律やコンテンツ規律において、受託放送事業者の規律の見直しや、ハードソフト一体の選択を可能にする方向性が示されている。しかし現在受託放送事業者が、BS 及び CS でそれぞれ1社、すなわち独占事業体となっていること、特に CS の場合は、その受託放送事業者がやはり独占事業であるプラットフォーム事業を兼業し、重層的な独占事業体となっていること及び伝送サービス及びプラットフォームサービスを自らの子会社を含む委託放送事業者や衛星役務放送事業者に提供していることから、公正、公平の観点から何らかの規律の検討が必要と考える。

3. コンテンツについて

(1) 放送事業者・番組供給事業者の制度的立場

多チャンネル放送はすでにハードとソフトの分離の枠組みの中ですでに20年以上放送を実施してきた。

多チャンネル放送は、チャンネルの束として多様性を持ち、専門性の高い情報や娯楽を視聴者に提供し、日本の放送文化の一翼を担ってきた。多チャンネル放送において、放送の内容に実質的に責任を持っているのは、実際に番組を編成している委託放送事業者/番組供給事業者である。その意味で委託放送事業者/番組供給事業者は実態的・実質的に多チャンネル放送における「放送局」として、また地上波放送とは異なる立場で視聴者に多様な放送サービスを社会や視聴者に対して責任ある立場で提供してきた。実際にも各チャンネルは放送事業者として番組

規律を設け、放送番組審議委員会を設置するなどして、番組内容の向上や適正化をこれまで目指してきた。また、独自コンテンツ制作や2次利用などを通じて、わが国のコンテンツ産業にとっても重要な流通経路としての役割を果たしてきた。

放送として適切な番組内容の提供、視聴者に対する安定的なサービス提供を担保するという意味で、サービス提供事業者の制度的な立場を統一することが、取りまとめ案が想定する制度的な枠組みや今後の放送文化の発展に寄与すると考えられる。

(2) 表現の自由享有基準について

一定の条件の下で必要に応じて表現の自由享有基準の緩和を検討することには基本的には賛成するが、一方で急速な規制緩和によって、多様性が失われ、結果としてかえって視聴者利益が損なわれる結果にならないように、現状の市場環境を考慮しながら、段階的に実施されることが望まれる。特に三事業支配の見直しに関しては慎重な検討が必要と判断する。

4. プラットフォームの定義づけ、透明性、公平性について

すでにハードソフト分離秩序のなかで放送事業を展開してきた多チャンネル放送にとっては、伝送路やプラットフォームの存在は不可欠なものも存在する。今後、新しく登場するサービスとも発展的な関係を持つために、コンテンツ規律の一環としてプラットフォームの制度的立場の明確化が、放送サービスを提供する事業者の立場の制度化と等しく必要であると考え。事業継続にとって重要な情報の公開等の透明性確保や、差別的な取扱いの防止などを含んだ、例えばケーブルテレビ事業者と番組供給事業者とのガイドラインの策定等が、放送サービスの安定性、多様性の確保、視聴者利益の保護にとって必須であると考え。

5. 紛争処理機能の拡大について

ケーブルテレビ事業者と番組供給事業者との問題も電気通信事業紛争処理委員会の業務に含めたらどうかとの意見があるが、むしろ事業者間のガイドラインによる方が機能すると考えている。ただし、ガイドラインによっても解決できない場合にこの委員会に委ねる考え方はあっても良いが、その場合何らかの事業者間の規律が法律に盛り込まれないならば実効性が乏しいと考える。

6. その他

現在ケーブルテレビ及び IPTV では、衛星放送事業者が再送信同意を行なうことにより始めて有料放送が可能になっている。これらの放送では衛星放送事業者が番組供給事業者となっているため、視聴者とは直接契約関係にはないが、一方視聴者に対して放送内容に関する責任は負っているというねじれた関係にある。